

1. 家庭的養護の拡充について

質問要旨

家庭的養護の更なる推進や特別養子縁組制度の利用促進に向けた改正児童福祉法や養子縁組あっせん法など、今回の法整備等は大きな転機と考えるが、家庭的養護の拡充に向け取り組んできたこれまでの成果と課題についてはどうか。また、今回の法整備や方針転換を受け、今後、里親委託等の拡充にどのように取り組むのか。とりわけ里親の募集・審査・研修、マッチングやフォローアップの強化が重要であり、質の担保のためには児童相談所の機能強化が必要と考えるが、知事の所見を伺いたい。

答弁

林議員の御質問にお答えいたします。

家庭的養護の拡充についてであります。家族と社会の環境を考えると、いつも家族や家庭というのはその人にとってはベース、一番基礎になる部分だというふうに思います。それだけに京都府では、社会的養護が必要な子どもを、愛情に包まれ、家族のように見守る人たちの中で成長できる環境の実現が望ましいという考え方のもと、平成27年に「家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画」を策定いたしました。

また、「京都府子育て支援新計画」においても当面5年間に重点的に取り組む施策の中で、どちらかという大規模な施設でありました乳児院や児童養護施設に、2～3人の指導員が親がわりとなって、数人の子どもが兄弟のように暮らす家庭的養護に取り組む小規模グループケアを導入したところであります。

そしてその上で、広報や出前語らいなどによる里親制度の周知により登録里親を増やしマッチングの可能性を広げ、委託率の向上に向け取組を強化してまいりました。

<取組の成果と課題>

これまで、

- ①府内7施設のうち5施設が小規模グループケアを導入いたしまして、4施設が10人前後のユニット化に向け施設整備を開始しております。
 - ②平成25年には、府内3カ所の児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置いたしました。
 - ③27年には、家庭支援総合センターに里親委託推進員を配置し、里親委託推進チームを創設しました。
 - ④本年4月には、京丹後市に府内で初のファミリーホームを開設する。
- こうした取り組みによりまして、平成28年度末の里親委託率はこの5年間で倍増する13.3%となりました。

しかし、一方では、

- ・被虐待児など関わりの難しい児童が多く、高い養育力が求められること

- ・児童相談所が委託したい児童は、思春期層が多いこと
- ・それに対して、登録里親の多くが特別養子縁組や就学前、特に物心がつく前の乳幼児を希望すること

など、ミスマッチが起きておりました。登録里親のうち実際に子どもを預かっている里親は全体のまだ3割に止まっているところであります。

そして、里親からも「子どもがなつかない」とか、「赤ちゃんがえりする」など、養育に関する悩みや不安をお聞きしているところであります。

<法改正等を受けた今後の対応>

こうした中、今回の児童福祉法の改正において、里親の開拓からマッチング、訪問支援、委託した児童の自立支援まで一貫した支援が児童相談所の業務として位置づけられたところであります。更に、養子縁組の斡旋事業の適正な運営の確保かつ児童の最善の利益に資するため、事業者について都道府県への許可制とすることになりました。

このため、家庭支援総合センターに里親制度を推進する家庭的養護推進プロジェクトを設置いたしまして、各児童相談所が進める施策の専門機能を強化いたしますとともに、里親支援専門相談員を児童養護施設に計画的に配置し、関係機関とのネットワークの構築を進める中で、

- ・新規里親の開拓推進
- ・里親の養育力向上のための研修の充実
- ・そして、よりきめ細かなマッチングの対応や、里親のケアや児童のショートステイ、里親同志の交流

など、フォローアップを一層進めることにしております。

更に養子縁組斡旋事業の相談窓口を設置し、事業指導の強化についても取組を進めていきたいというふうに考えておりました。民間支援団体や関係機関、市町村などとの連携を強め、家庭的養護の推進にこれから全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

2. 成年後見制度の普及・推進について

質問要旨

昨年、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、本年には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたが、成年後見制度の普及・推進に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。
(健康福祉部長)

(1) 今回の法整備や方針では、都道府県は各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、市民後見人の研修・育成等の担い手確保や市町村職員を含む

関係者の資質向上に関する施策等の実施、広域的観点からの各種支援やそれを行う専門支援機関の設置などに取り組むことが求められるが、これまでの課題も踏まえ、今後どのように展開するのか。

(2) 本来、制度を必要とする誰もが利用できるようにすべきだが、実際には申し立て費用や第三者後見人に係る後見報酬など、一定の経済的負担が生じるため、資力の乏しい人には利用しにくい現状があり、これを解消するために成年後見制度利用支援事業などの費用負担軽減制度がある。本府もこのような事業の推進に向けて更に後押しすべきと考えるが、各市町村における事業の実施状況や利用実績、利用促進に向けた今後の取組についてはどうか。

(3) 府内の家庭裁判所による成年後見人等の選任件数は、平成28年は1,069件と、制度利用が必要と見込まれる高齢者の推計数に対し、制度の浸透が遅れていると考える。制度の利用促進には、市民後見人とともに、基本計画においても制度を中心的に担う専門職として位置付けられている弁護士、社会福祉士、司法書士等の専門職との協働が重要と考えるが、連携状況等や今後の展開についてはどうか。

答弁

【成年後見制度の利用促進に向けた認識】

成年後見制度の普及・推進についてでございますが、知的や精神に障害のある方や認知症の方が増加する中、自らの意思に基づき、安心して日常生活が送れるように支援し、もって、障害者や高齢者らの権利を守るために成年後見制度の利用促進は喫緊の課題であります。昨年、成年後見制度利用促進法が施行され、市町村での計画的な取組や都道府県の後方支援が位置づけられたところで

【広域的な支援体制の確保】

京都におきましては、

- ①全国に先駆けて、障害者と高齢者の権利擁護を一体的に支援するセンターを平成24年6月、障害者支援課に設立し、成年後見制度の普及啓発や市町村を支援
- ②また、第一線で相談を受けます市町村や相談機関職員に専門的な研修を実施しているところで

今年度は、基本計画を策定した内閣府や成年後見制度を所管します最高裁判所の方々を招き、最新の情報を盛り込んだ研修会を開催し、約200名が参加されたところです。

一方で、府内制度利用者はここ3年、1,000人前後と横ばいで推移しており、その利用が進んでいるとは言い難い状況でございます。

成年後見制度が本人の権利利益を守り、安心して暮らすための法的な保護の仕組みという点をご家族等にご理解いただき、より一層の理解に、利用に繋がるよう進めてまいりたいと考えております。

【市町村における実施状況等】

成年後見制度の費用負担軽減につきましては、京都府も負担をする中で、府内すべての市町村で実施されており、平成28年度の利用件数につきましては、高齢者が653件、障害者が37件でありました。

法の施行も受け、今後利用される方の増加が見込まれますことから、相談機関や専門職団体等に対して、こうした事業を周知し、制度の利用に繋がるよう働きを強めてまいりたいと考えております。

【専門職等との連携・協働】

また、制度の利用促進には、議員ご指摘のとおり、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職との連携強化が必要です。

これまでから、権利擁護支援センターの概ね月2回程度開催します運営委員会に弁護士等の専門職団体に御参加いただき、意見交換や事例検討を実施するなど連携を進めてきたところです。

引き続き、こうした専門職の方々との連携を強め市町村格差が生じないように、専門職団体、市町村、社会福祉協議会等とネットワークを構築し、成年後見制度の更なる利用促進に向けて取組を強化してまいりたいと考えております。

3. 再犯防止対策の推進について

質問要旨

昨年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行され、都道府県は地方再犯防止推進計画の策定が努力義務になるほか、地域の状況に応じた施策を講じることとされたが、再犯防止対策の推進に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。(府民生活部長)

(1) これまでの再犯防止対策の取組状況についてはどうか。とりわけ、刑務所出所者等に対し、雇用確保におけるジョブパーク等での就業支援、高齢者や障がい者の居場所確保に向けた地域生活定着支援事業の成果と課題についてはどうか。

(2) 国の計画はまだ提示されていないが、都道府県での計画策定が努力義務となったことから、本府としても計画を策定し、再犯防止対策にオール京都で取り組むための具体的な事業の展開が求められるがどうか。

答弁

再犯防止対策の推進についてでございます。まず基本認識といたしまして、再犯防止の取組というものは、矯正教育を行う矯正施設、あるいは出所者等の指導監督等を行う保護観察所などの国の機関の役割が極めて大きく、日々御苦勞されている保護司の方々活動を支えることを含め、これら国の機関が中核となって、適切な役割分担の下、地域の安心安全を担う都道府県・市町村や、様々な支援団体等と連携しながら進めていくべきものと考えております。

その上で、京都府におきましては、これまで、

・全国に先駆けた非行少年の再犯防止対策といたしまして、非行少年等立ち直り支援チームによる寄り添い型の就学・就労支援や民間支援団体との協働による青少年の居場所づくりに取り組んでまいりまして、刑法犯少年の再犯者数は、平成26年の545人から平成28年には258人に、再犯者率

は42.5%から39.3%にそれぞれ減少いたしました。全国ワースト3位だったのが同15位と成果を上げてきたところでございます。

このほか、

- ・ 非行・犯罪からの立ち直りを支援いたします京都府保護司会連合会等の活動に対する支援
 - ・ 保護観察対象者等の雇用企業に対する建設工事の入札参加資格審査における加点措置
 - ・ 保護観察所が推薦する観察対象者の臨時職員としての採用制度
 - ・ 薬物再乱用防止の対処スキル習得のプログラム
- などの取組を実施してきたところでございます。

就業支援につきましては、出所者に特化したものではありませんが、民間訓練機関等と連携いたしまして、就職が難しい若者を対象に職業訓練から就職・定着までを伴走支援する若者就職支援等推進事業などとともに、京都ジョブパークにおきまして、事情に応じてハローワークの専門相談部門とも連携し就業支援を実施することといたしております。

また、高齢者や障害者など福祉的支援が必要な出所者に対する地域生活定着支援事業といたしまして、保護観察所や福祉関係者と連携し、これまでにグループホームや公営住宅などで108名の方が府内で生活を開始されております。

しかしながら、受入先施設や住居の確保が困難なケースもあることから、市町村等と連携して一層の理解促進を図るとともに、制度の安定的な実施のため、財源の確保を国に求めてまいります。

地方再犯防止推進計画の策定につきましては、国の計画が策定途上の現段階で、府の方針を申し上げにくいところではありますけれども、国に対してしっかり責任を果たすよう求めるとともに、京都府といたしましても、出所者等の社会復帰が円滑に進むようオール京都での取組も含め検討していきたいと考えております。

4. 防災・減災対策の拡充について

質問要旨

平成27年に府内市町村と共同で被災者生活再建支援システムを導入し、被災者の生活再建支援に係る建物被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳管理など一連の業務を行える体制を構築するとともに、京都府被災地緊急サポートチームを発足させ、被災市町村への支援体制を新たに構築したと聞く。本府において想定される大規模災害時の住家被害等の規模を踏まえると、被災者生活再建支援システムを主とした、実践的な研修による人材養成が重要であり、質・量ともに更なる拡充を求めるが、今後の人材育成に係る方針についてはどうか。(危機管理監)

答弁

大規模災害時の被災地支援に係る人材育成についてであります。平成24年から3年連続した豪

雨災害の際に、住家の被害が多かった宇治市、福知山市において、京都大学防災研究所などの支援により、家屋被害調査から罹災証明書の発行、被災者台帳の作成、税・手数料の減免や支援金の配分などの管理までを一貫して行うシステムである「被災者生活再建支援システム」を使用させていただいたところであります。

このシステムを活用することで、建物調査の時間を短縮するとともに、評価のバラツキを防ぎ、応援職員でも効率的に調査を行い、迅速に罹災証明書を発行することができたことから、災害時の相互応援に有効だとして、府内市町村が共同でこのシステムを平成27年から導入しております。

災害時に直ちにシステムを運用できる人材を育成するため、毎年、府及び市町村の職員を対象に研修を実施し、昨年度までに府職員延べ163名、実人数で146名、市町村職員延べ130名、実人数では98名が履修をしております。

府では受講者を災害時応援職員として登録しており、昨年熊本地震や鳥取地震ではこれらの職員が中心になって支援活動を行ったところであり、今後とも、災害時の応援体制の充実を図ってまいります。

議員御指摘のように、大規模な地震被害では膨大な量の被害家屋を調査する必要があります。この場合には、京都府内だけでなく関西広域連合などを通じて、他府県から多数の応援職員の派遣を要請し、調査班をエリア別に編成して対応することになるため、派遣された応援職員を統率し、現場で班員に的確に指示できる人材を育成しておくことが重要であります。

このため、建物被害調査に係る基礎的な知識やシステムの操作方法の習熟だけでなく、現場に派遣された経験のある職員が講師となって、机上の研修だけでは得難い、評価が難しい場合の対応や現場での住民対応など、より実践的な研修を今年度から実施することとしており、被災地支援の現場で指導的役割を担う人材を育成していくこととしております。